

# PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2023年6月号 | No. 06/2023

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

#### 2022 年の PCT 統計

#### PCT 年次報告 2023 年版

PCT 年次報告 2023 年版は、2022 年の PCT の活動や動向をまとめたものです。2022 年の PCT 出願や国際特許制度の実績に関する包括的な一連の統計 (上位出願国別、上位出願人別、技術分野別の出願件数、並びに PCT 出願における女性発明者の参加に関する統計を含む) や、2021 年 (統計が利用可能な最新年度)の国内段階移行に関する統計も掲載しています。また以下に言及する特別テーマに関する情報や、PCT の利点についての概要も紹介しています。

今年の特別テーマは、"The expansion of the PCT System over time" 「時代と共に拡大する PCT 制度」とし、記述的分析を提供しています。この 44 年間で、PCT 制度は広く採用され、特許出願の国際的な保護を求めるイノベーターにとって重要なツールとなっています。PCT 制度は 1978 年に 20 か国の加盟国で運用を開始し、2022 年までには現在の 157 の PCT 加盟国が世界の国全体の 81.3%、人口の 86.3%、そして国内総生産 (GDP) の 94.1%を占めるようになりました。44 年の歴史の中で、PCT 出願件数は年平均 11.5%増加し、過去 15 年間では世界各地で行われた PCT 国内段階移行はほぼ倍増し、 2021 年には海外で提出された特許出願全体の約 59%となり最大件数に達しました。

PCT 年次報告は、英語でご利用いただけます。

https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4666 及び

https://www.wipo.int/pct/en/activity/index.html

(訳者注:ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。 詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。 PCT 年次報告のエグゼクティブサマリーは、次の 9 言語: アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語とスペイン語で、近日中に利用可能となる予定です。

#### 7-8月の合併号

次号の PCT ニュースレターは 7 - 8 月の合併号となり 8 月初旬の発行を予定しています。今月号と合併号が発行されるまでの期間に PCT ユーザの皆様にお伝えすべきお知らせがあれば、PCT 最新情報のメール配信サービスと PCT ウェブページのニュース欄にてご案内いたします。まだメール配信サービスにご登録されていない方は、以下の電子メールプラットフォームにて無料で登録手続が可能です。当サービスでは、PCT ユーザの皆様に PCT ニュースレター最新号の発行や臨時のお知らせをご案内いたします。

https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct\_newsletter (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

合併号の発行前に PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合には、それぞれ以下のリンク先にて情報が更新されます。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/seminar-calendar.pdf

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/fees.pdf

#### WIPO 2021 年/2022 年 PCT ユーザ満足度調査

最新の PCT ユーザ満足度調査が 2021 年と 2022 年に実施されました。本調査は PCT 制度のあらゆる側面におけるユーザ満足度を評価するために行われ、国際事務局が提供する PCT サービスのどの分野が改善を必要とするかの決定に役立てられます。

本調査は PCT 10 公開言語で実施され、1,800 人以上のユーザから回答を得ました。調査の設問は、特に WIPO の PCT 関連サービスに対する (全般的な) 満足度に関するものでした。

また、本調査では自由回答欄や改善を望む分野の記載欄も設けられました。

IB が提供する PCT 関連サービスに対して、PCT ユーザ全体の 90%が「非常に満足」(39%) 又は「満足」(51%) であると回答しました。調査結果のまとめは、以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/activity/pct-user-survey-2021-2022.pdf

本調査にお時間を割いて回答して下さった皆様には IB より感謝申し上げます。IB は可能な限り皆様のご意見を反映できるよう努めて参ります。なお、今回の調査に参加できなかった PCT ユーザの方は、PCT 法務・ユーザ関連部の電子メールアドレスへいつでもご意見をお寄せ下さい。

pct.legal@wipo.int

次回の調査は、2023年から2024年にかけて実施予定です。

# 国際出願の電子出願と処理

リビア: リビア工業所有権庁が ePCT 出願を利用した電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としてのリビア工業所有権庁は、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき、2023 年 7 月 3 日から電子 形式による国際出願の受理及び処理を開始する旨を国際事務局に通知しました。当該官庁は、ePCT 出 願を利用して電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に表示された 電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件及び運用を含む通知は、以下の 2023 年 5 月 19 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official\_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C(LY) が更新されました)

## PCT 規則 12.1(d) に規定する配列表の言語依存のフリーテキストに認められる言語

国際出願の明細書の配列表の部分に記載される、言語依存のフリーテキストに関する PCT 規則 12.1(d) の改正が 2022 年 7 月 1 日に発効しました。また、PCT 実施細則第 332 号に新しい項 (a の 2) が追加され、各受理官庁が認める用意のある言語依存のフリーテキストの言語又は複数の言語を国際事務局 (IB) に通知することを定めています。

オランダ特許庁は、第 332 号(a の 2) に従い下記の情報を IB に通知しました: オランダ語、英語、仏語又は独語 (国際出願の言語と同一言語)。当該官庁は、一つの配列表に記載される言語依存のフリーテキストを複数の言語で提出することを許可していません。

(PCT 出願人の手引 附属書 C(NL) が更新されました)

#### PCT アップデート

BY: ベラルーシ (手数料)

CN: 中国 (手数料) LY: リビア (電子出願)

MD: モルドバ共和国 (電話番号、FAX 番号)

MU: モーリシャス (管轄国際調査及び予備審査機関)

NZ: ニュージーランド (手数料)

OM: オマーン (官庁名、インターネットアドレス、手数料)

Intellectual Property Department, Ministry of Commerce and Industry (Oman) 商工業省知的所有権部 (オマーン) の官庁名が下記へ変更となりました。

官庁名: National Intellectual Property Office (Ministry of Commerce, Industry and

Investment Promotion) (Oman)

国家知的所有権庁(商工業投資促進省)(オマーン)

## ZA: 南アフリカ (手数料)

取扱手数料(中華人民共和国国家知識産権局(CNIPA)、イスラエル特許庁)

2023 年 7 月 1 日から、国際予備審査機関である、中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA) に人民元、及びイスラエル特許庁にイスラエルシェケルで支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は、それぞれ 1,560 人民元と 818 イスラエルシェケルです。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (CN) 及び (IL) が更新されました)

調査手数料(オーストラリア特許庁、中華人民共和国国家知識産権局(CNIPA)、イスラエル特許庁)

2023年7月1日から、以下の官庁が実施する国際調査について、以下に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

イスラエル特許庁....... スイスフラン

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU)、(CN) 及び (IL) が更新されました)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

#### ウェビナーの新録音

ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナーの録音

- "The PCT System: Advantages for Small Entities" (2023 年 5 月 16 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html

官庁向け ePCT ビデオチュートリアル

官庁向け ePCT ビデオチュートリアルを提供するウェブページが拡充され、ISA の役割を紹介するビデオチュートリアルが収録されました。

https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials\_offices.html

新しい ePCT ビデオチュートリアル ("How to prepare the search report and written opinion") がビデオコレクションに追加され、ePCT にて国際調査報告や見解書を作成する手順を説明しています。

#### ePCT ウェビナーシリーズの録音と資料 – リマインダ

PCT ニュースレター 2023 年 2 月号、3 月号、4 月号と 5 月号で掲載しました PCT コンサルタント Carl Oppedahl が引き続き講演する ePCT ウェビナーの追加のお知らせです。新しいウェビナーの録音と使用された資料がご利用いただけます。

https://blog.oppedahl.com/?page\_id=8978

最終回のウェビナーの内容や登録については、PCT セミナーカレンダーをご参照下さい。

## 実務アドバイス

## 国際段階での図面の補正

Q: 当方は時間的な制約から PCT 出願と共に「非公式」図面を提出し、後から品質の良い図面を提出することがあります。国際段階で図面の補正を要求されることがある一方で、他の同様の状況では提出された図面のままで公開されるのはなぜなのか説明していただけますか?

A: PCT 出願は、PCT 規則 11 に記載されている様式上の要件に準拠すべきであり、PCT 出願人の手引に詳細な説明が記載されています(図面に関する要件の詳細は 5.128 項から 5.163 項をご参照下さい(訳者追記: https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/ja/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf#page=38 (日本語))。PCT 第 27 条(1) は「国内法令は、国際出願が、その形式又は内容について、この条約及び規則に定める要件と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならない」と規定している通り、国際段階において様式上の要件が準拠されている限り、当該国際出願が国内段階移行する際にはその形式のまま受理されるべきです。

PCT 規則 26.3 は「受理官庁は、国際出願が国際公開の言語で行われた場合には、(i) 国際出願について、第十一規則に定める様式上の要件が、国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで満たされているかいないかのみを点検すること」と規定している通り、国際段階において、管轄受理官庁や国際事務局 (IB) は、国際出願について、PCT 規則 11 の様式上の要件が、国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで準拠しているかを点検することが求められています。また、PCT 規則 26.3 の 2 も同様に「受理官庁は、第十一規則に定める様式上の要件が、26.3 の規定によって必要とされる程度にまで満たされている場合には、同規則の規定に基づく欠陥の補充をするよう第十四条 (1)(b) に規定する求めを発出することを要しない」と規定しています。

これを受け、受理官庁やIBの方式審査官は「適度に均一な国際公開」の基準を適用する職務を担っています。各国の実務の多様性や特定のケースにおける個人的な判断の相違を考慮すると、当然ながら別々の官庁で異なる決定がなされる可能性があります。PCT 出願を公開するIB は、この基準ができる限り一様に適用されるように均一性と妥当性のバランスを図る必要があります。そのためIB 自体が国際公開のための技術的準備の期間中に特定の補正を行うことがあります。

いずれにしても、PCT 規則 11 の要件に最大限可能な程度まで準拠することが出願人にとって利益となる点にご留意下さい。PCT 規則 11 に準拠していない場合には、国内段階において指定官庁は合法的に新しい図面を要求することができます。

また、後から図面を補正するよりも、出願する際に品質の良い図面を提出する方が出願人にとって得策となる点もご留意下さい。それは、図面の差替えが行われた場合、特に「非公式」図面を公式図面と差し替える場合に、差替え図面が PCT 規則 26 の下での補正として認められるのか、或いは公式図面に追加事項が含まれたのか、方式審査官が判断しかねるリスクがあるためです。そのため手続に遅れが生じ、意図した補正の結果が不透明になる可能性があります。

覚えておいていただきたい重要な点は、国際段階において出願の特定の様式上の欠陥の補正を要求されなかったとしても、出願人が補正したい欠陥があれば、2組の図面の相違について注意を喚起し、出願人は自発的に差替え用紙を提出できることです (PCT 規則 26.4 参照)。ただし、この差替え用紙には、出願時のテキストや図面の内容への追加や修正があってはならず、様式面に限り補正が可能です。差替え用紙は、受理官庁により点検と承認が行われ、国際公開のための技術的準備が完了する前に IB に転送されるよう十分な時間を確保するため、できる限り早く受理官庁に提出されるようお勧めします。

詳細については、過去の PCT ニュースレターに掲載された「実務アドバイス」をご参照下さい:

2005年1月号: 図面の欠陥の補正

2007年6月号: 欠陥の補充の求めがされていない場合における、差替え図面の提出

2016 年 3 月号: PCT 規則に規定された様式上の要件がどの程度満たされるべきか、またそのような要件が満たされているかどうか点検する方法における不一致の可能性

2019年5月号: 国際出願時に非公式図面を提出することから推測可能な結果